

株 主 各 位

岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号
株式会社 **ベネッセホールディングス**
代表取締役社長CEO 小 林 仁

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2024年5月21日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）16,050,000株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりです。

第1号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数に関する定めを変更するものです。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利制限）及び第9条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者（ブルーム1株式会社）及び株式会社南方ホールディングスのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2024年5月21日をもって当社株式16,050,000株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元未済株式の廃止に伴い、株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未済の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年5月20日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である2,600円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2024年8月下旬から9月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでいます。

2. 主なスケジュール

2024年5月16日（木曜日）	（予定）	当社株式の最終売買日
2024年5月17日（金曜日）	（予定）	当社株式の上場廃止日
2024年5月21日（火曜日）	（予定）	本株式併合の効力発生日
2024年8月下旬から9月下旬	（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付